

裁判所見学案内

裁判所では、裁判官や裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官が裁判のしくみなどについて説明を行ったり、法廷の見学を行う「裁判所見学会」を実施しています。

1 実施日時

裁判所の開庁日（土日祝日を除く平日）

原則午前9時30分から午後4時までの間

（所要時間：1時間から1時間30分程度）

2 申込可能人数

原則5人からの団体

（見学内容によっては、上限を調整させていただきます。）。

3 見学内容

(1) 刑事裁判傍聴プラン

刑事裁判の傍聴 + 刑事裁判の手續説明・法廷内見学

※傍聴席の数の限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。

(2) 法廷見学説明会プラン

裁判員制度又は裁判所や裁判のしくみについてのビデオ上映 + 法廷内見学・説明

※法廷の使用状況によりご希望に添えない場合があります。



4 申込方法

見学希望日の2週間前までに、電話で予約した上、申込書を郵送してください。

電話予約の際は、次の事項をお知らせください。

見学希望日（第一・第二希望日）、団体名、参加人数、交通手段、責任者名、連絡先

※見学の際、質問事項がある場合には、書面にまとめて、1週間前までにお送りください。

5 注意事項

敷地内では、許可なく写真撮影はできません。

<お問合せ・お申込先>

郵便番号 990-8531 山形市旅籠町2-4-22

山形地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

電話番号 023-623-9513（直通） ファクシミリ 023-631-3290